

## 住民異動などの届け出は忘れずに!

就職・進学・転勤などで住民異動の多い時期になります。住所などを異動したときは、住民異動の手続きに併せて、国民健康保険(国保)や年金などの手続きも必要となります。

受付時間 8時30分~17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

手続きの方法 本人確認ができる物(運転免許証、パスポート、保険証など)を持参し、市民課(市役所本庁1階)、または各支所の地域振興課へ  
※同一世帯以外の方が代理人として届け出をする場合には、委任状が必要です。

届 け 出 内 容	届 け 出 に 必 要 な 物
市外に転出する人	印鑑 国保被保険者証……………国保の加入者 後期高齢者医療被保険者証……………後期高齢者医療保険の加入者 介護保険被保険者証……………65歳以上の人、40歳~64歳で認定を受けている人
市外から転入した人 ※転入した日から14日以内に届け出をしてください。	印鑑 転出証明書……………前住所地の市区町村で発行 後期高齢者医療被保険者証 (県内から転入)……………後期高齢者医療保険の加入者 後期高齢者医療負担区分等証明書(県外から転入)……………後期高齢者医療保険の加入者 介護保険受給資格証明書……………要介護の認定を受けている人 年金証書……………年金を受給している人
市内で転居した人 ※転居した日から14日以内に届け出をしてください。	印鑑 国保被保険者証……………国保の加入者 後期高齢者医療被保険者証……………後期高齢者医療保険の加入者 介護保険被保険者証……………65歳以上の人、40歳~64歳で認定を受けている人 年金証書……………年金を受給している人
世帯主の変更 ※変更があった日から14日以内に届け出をしてください。	印鑑 国保被保険者証……………国保の加入世帯

### ●証明書などの発行は自動交付機などの利用を

3月・4月は、窓口が大変混雑します。住民票の写し・印鑑登録証明書・所得証明書などの発行は、自動交付機(市役所本庁北側出入口)や保健福祉課(サン・シープラザ3階)を利用してください。  
※住民異動などの届け出や印鑑登録の申請はできません。  
※自動交付機を利用する場合は、暗証番号を登録した市民カードが必要です。

### 利用時間

- ▶自動交付機 = 8時30分~19時(土・日曜日は17時30分まで)
- ▶保健福祉課 = 8時30分~17時15分
- ※いずれも祝日は利用できません。

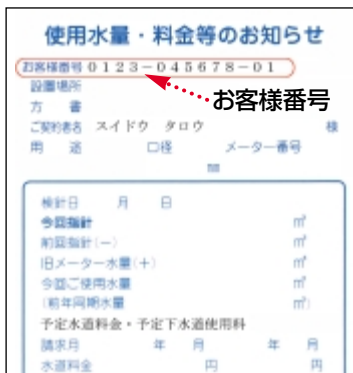
### ●年金の届け出を忘れずに

就職、退職、結婚などにより、年金の種類が変わることがあります。忘れずに届け出をしてください。

問い合わせ先 市民課(☎0848⑥76047)、本郷支所地域振興課(☎0848⑥61111)、久井支所地域振興課(☎0847③27111)、大和支所地域振興課(☎0847③30222)

## 引っ越しの際には水道部へ届け出を

引っ越しが決まったら、早めに水道部に連絡してください。



	届 け 出 る 内 容
市内で転居、または市外へ転出するとき	お客様番号、現住所、名前、引っ越しする日、引っ越し先の住所、電話番号 ※連絡がないと、使用していなくても基本料金がかかります。 ※市内での転居は、引き続き同じ口座での引き落としができます。希望する人は、手続きの際に申し出てください。
市外から転入したとき	新住所、名前、電話番号、使用を開始する日

※市ホームページからも手続きができます。  
問い合わせ先 水道部管理課(☎0848④2243 ☎0848④2135)